



健康・福祉・介護のひろば

問合せ 健康福祉課 ☎66・3111 健康担当134・135 福祉担当124・128 介護保険担当133 地域包括支援センター132

紙おむつの支給をしています

◆対象となる方

- 町内に住所があり、常におむつ等を必要とする在宅の方で、次のいずれかに該当する町民税非課税の方
 - ◎要介護認定を受けている方で、要介護状態区分が3、4又は5である方
 - ◎身体障害者手帳の交付を受けている方で、肢体不自由1級又は2級に該当する3歳以上の方
 - ◎身体障害者手帳の交付を受けている方で、ぼうこう又は直腸の機能障害に該当する3歳以上の方
 - ◎療育手帳の交付を受けている方で、A・Aの障害に該当する3歳以上の方

◆申請

紙おむつの支給を希望される方は健康福祉課に申請してください。

※既に紙おむつの支給を受けている方は申請の必要はありませんが、ごみ袋の支給については申請が必要となります。

◆支給方法

紙おむつの支給は、町が委託した業者が各家庭に配達します。また、紙おむつの支給は1か月あたり3,000円に消費税を加算した額が支給の限度となりますので、その金額を超える場合は、自己負担となります。

問合せ 健康福祉課 ☎66・3111 (障害者分) 福祉担当 内線124、128
(要介護認定者分) 地域包括支援センター 内線132、133

高齢者肺炎球菌予防接種のご案内

高齢者肺炎球菌予防接種の助成について下記の通りお知らせいたします。ご不明な点がある方は、お問合せください。

期 間	通 年 (2020年3月31日まで)
対 象 者 (町内在住)	2019年4月から2020年3月までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方 ※誕生日前でも接種できます。 ※過去に接種した方は対象になりません (全額自己負担した場合も含む)
自己負担	2,500円 (生活保護世帯・中国残留邦人等は無料)
受 け 方	①65歳となる方には郵送で必要書類をお届けします。それ以外の方は健康福祉課の窓口で必要書類をお受け取り下さい。 ②指定医療機関に予約して下さい。 ③予約日に問診・接種を受け、自己負担金をお支払い下さい。

問合せ 健康福祉課健康担当 ☎66・3111 内線135

更 生 相 談

身体障害者の更生援護に必要な専門的な知識・技術についての相談及び指導を実施しています。補装具の処方及び適合判定、施設入所の判定、その他医療相談を無料で受けることができます。

手足・体の障害の相談

【熊谷児童相談所】

- ・4月8日(月)・6月10日(月)・7月8日(月)・9月9日(月)・11月11日(月)・12月9日(月)・1月20日(月)・3月9日(月)

【秩父福祉事務所】

- ・5月28日(火)・8月27日(火)・11月26日(火)・2月25日(火)

予約制ですので、お早めに健康福祉課(☎66・3111 内線128)へご連絡ください。

手話通訳者を目指し、手話技術を磨く方を募集します

手話奉仕員養成研修を修了された方へ、手話通訳者を目標に、手話技術の向上を目指します。

日 時 6月20日～9月5日のおおむね毎週月、木曜日
午後7時～9時 (全20回)

場 所 秩父市歴史文化伝承館ほか

定 員 20人

※受講審査を実施します。

(受講審査日：5月30日(休) 午後6時45分～ 秩父市役所歴史文化伝承館第2、3研修室)

対象者 手話奉仕員養成研修事業(または、それと同等の研修)を修了後1年以上経過した方で、将来、手話通訳者を目指す秩父郡市に居住または通勤・通学(中学生以上)する方。

参加費 受講費用は無料、ただし講習教材は自己負担

申込み 5月17日(金)までに、健康福祉課へお申込みください。

内 容 都道府県単位で行われる、手話通訳者養成講習会の受講に必要な手話表現技術や基本技術を学びます。

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線128